

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

2 構造改革特別区域の名称

ひょうご阪神北地域有害鳥獣対策特区

3 構造改革特別区域の範囲

伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市並びに兵庫県川辺郡猪名川町の全域

4 構造改革特別区域の特性

伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、兵庫県川辺郡猪名川町からなる阪神北地域は、兵庫県の南東部に位置し、南部の平野部から北摂連山の山麓部にかけては大都市圏の市街地が広がっているが、地域全体としては森林が6割を占めており、六甲、北摂連山等には、大都市近郊には珍しい豊かな里山林が広がっている。

大まかには、北部は豊かな里山が広がる大都市近郊の農村部、南部は大都市地域というイメージで捉えることができる。

当該地域の人口の合計は716,100人、世帯数267,970世帯（平成17年8月1日現在）で、総面積は480,98km²で、県土面積の5.7%を占めている。

農業の状況については、耕地面積は3,290haで全県の耕地面積の4%を占め、一戸あたりの耕地面積は、県平均と同じ約69haとなっている。また、ほ場整備率は約88%と県平均の75%を大きく上回っている。都市近郊に立地する優位性を活かし、野菜、花卉（植木）、畜産等、長年の伝統による高度な技術を有した高付加価値農業も行われている。

また、これまで鳥獣の被害も農村部と都市部では異なっており、農村部ではイノシシ、シカによる農作物被害が中心で、都市部ではドバト、カラスによる生活被害が中心であった。このため農村部と市街地では異なった対応が求められていた。しかし近年、両方の地域でアライグマによる被害が急増しており、この対応が問題になっている。

一方、狩猟免許所持者は、以前に比べ大幅に減少しているだけでなく、高齢化が進んでいる。このため、特に、免許所持者が捕獲に積極的になりにくい、アライグマやタヌキ、ドバト等の小動物の捕獲をいかに機動的に行うかが、阪神北地域における喫緊の課題となっている。

< 農業における鳥獣別被害額 >

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度
イノシシ	8,787	28,248
シカ	149	6,498
アライグマ	0	897
カラス	472	3,592
スズメ	961	328
その他	4,247	2,213
計	14,616	41,776

< 主な鳥獣別生活被害苦情件数 >

(17年4～12月、単位：件)

アライグマ	127
タヌキ	86
ドバト	36
カラス	30

< 鳥獣保護法に基づくアライグマの有害鳥獣捕獲許可件数 >

(単位：件)

平成15年度	平成16年度	平成17年度(4～12月)
0	52	103

< 狩猟免許所持者数 >

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
網・わな猟	104	111	127	132
第一種狩猟	372	373	341	343
第二種狩猟	12	4	5	5
計	488	488	473	480
うち60歳以上	198	234	217	240

5 構造改革特別区域計画の意義

阪神北地域は都市と農村・里山の両方が存在し、都市近郊の優位性を活かした農林業が営まれている。しかしながら、近年、鳥獣の被害も、農作物、林業被害から都市における生活被害まで多岐にわたっており、実情に応じた機動的かつ効果的な対応が求められている。

農村部における農林業被害では、金額的にはイノシシ、シカの被害が大きいですが、近年アライグマによる被害が急増している。アライグマは柵等での進入防止が難しく駆除に頼らざるを得ない状況にある。

通常、農家は柵やネット等で有害鳥獣の侵入を防止しているところであるが、これらの対策を講じていても被害を受けることが多い。これが営農上経済的、精神的に大きな負担となり、農家の営農意欲をかなり阻害している。

また、都市部における生活環境被害では、家屋に巣を作ったり、糞尿を散らかしたり、ゴミを荒らしたりするカラス、ドバトによる被害が多かったが、ここでも、近年アライグマによる被害が急増している。

これらの駆除は猟友会に依頼して行っているが、猟友会は会員の減少や高齢化もあり、駆除に必要な人数の確保や、被害に応じた機動的な対応が難しく、十分な成果を上げていとは言えない。特にカラス、ドバト、アライグマ等狩猟対象としての魅力が少ない鳥獣の駆除には、より人数の確保が難しい状況である。

そこで、本特例を適用することにより、狩猟免許を有しない者の協力を積極的に得ることが可能になり、被害を受けた人や自治会との連携による有害鳥獣捕獲活動の展開等、被害の現場の実情に応じた機動的な対応が可能になる。

特に近年、免許所持者が少なくなる中、例えばアライグマ等の捕獲には広範囲にわなを設置するだけでなく、見回り管理も行わなければならないなど負担が大きかったが、これらの業務に免許非所持者が従事できることで、この負担が軽減されることにより、免許所持者もイノシシ、シカ等の大型獣の駆除に専念できるようになる。

こうして、猟友会だけでは十分な人員を確保することが難しい駆除体制を強化し、駆除実績を上げることで、地域農業の振興や生活環境被害の軽減を図るとともに、適切な生息数を維持しながら、人と野生鳥獣の共生を図る。

6 構造改革特別区域計画の目標

<1> 機動的な捕獲活動の実施

被害を受けた住民や自治会、農業者等が猟友会と協力する体制を整えることで、猟友会だけでは難しかった小動物の捕獲に必要な人員が確保でき、迅速な被害対応が可能になる。

< 2 > 営農意欲の増進

鳥獣による農作物被害を減少させ、農家の営農意欲の増進を図るとともに、耕作放棄地の拡大を抑制し、新規農業者の就農の足掛かりとする。

< 3 > 地域農業の推進

近年、大都市近郊の優位性を活かして農産物の直売所の開設が相次ぎ、従来では市場に乗りにくかった高齢、零細農家による農産物の生産が拡大傾向にある。しかし、鳥獣被害の拡大がせつかく高まりつつあるこれら農家の営農意欲に水を差しており、効果的な駆除により鳥獣被害が軽減すれば、こういった地域農業のさらなる推進も期待される。

< 4 > 生活環境被害への対応の改善

特に都市部では生活環境被害への苦情が多いが、現状では、迅速な対応が難しい状況である。被害を受けた人等が鳥獣の捕獲に従事することができれば、よりスムーズな対応が可能になる。

< 5 > 人と野生鳥獣の共生

農業被害や生活被害が軽減されるとともに、適正な生息数が維持することで、野生鳥獣との共生が可能になる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

鳥獣による農作物被害への対応には、被害に応じた機動的な駆除等の対応が不可欠であるが、自らも鳥獣の捕獲に従事することができるという心理的效果が大きく、農家の耕作意欲の増大等の効果が期待される。

特に近年増加傾向にある直売所での販売活動の一層の活発化による地産地消の拡大が期待される。

今回の特例の適用により、小動物等の捕獲に係る負担が軽減された猟友会会員がイノシシ、シカ等の駆除を重点的に実施できることもあり、鳥獣による農・林産物被害を今後5年間で約15%削減することを目標とする。

現状（平成16年度）被害額 41,766 千円

目標（平成22年度）被害額 35,500 千円

8 特定事業の名称

1303

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

構造改革特別区域の規制緩和の効果をより高めるため、種々の施策を総合的、体系的に組み合わせて実施する。

(1) 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業 (県)

ひょうご狩猟免許取得推進特区を活用し、狩猟免許所持者の増加を推進

(2) 有害鳥獣駆除対策事業 (各市町)

イノシシ等有害鳥獣駆除活動に対する地元猟友会への助成
(イノシシ 10,000 円 / 頭)

(3) 移入種対策事業 (県)

ヌートリア、アライグマの有害捕獲に対する市町への補助

(4) 有害鳥獣捕獲活動等報償費 (県)

銃器による有害鳥獣捕獲活動への報償費

(5) 農業基盤整備事業 (県)

被害防止のための電気柵等設置への助成

別紙 構造改革特別区域計画において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、事業主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、兵庫県川辺郡猪名川町の全域で有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

わなの使用により有害鳥獣の捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中にわな狩猟免許所持者を含めて有害鳥獣（特に小動物）の捕獲を実施する場合には、その従事者の中にわな狩猟免許を所持していない者が含まれることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 捕獲体制

各市町は、有害鳥獣による農作物の被害、生活被害を減少するため、機動的な駆除活動を可能になるよう、狩猟免許を有しない住民が参加する捕獲体制づくりを行う。

駆除に参加する住民は、市町等による狩猟に関する講習を受けた者とし、市町長が推薦するものとする。

捕獲体制は、狩猟免許所持者（猟友会）が中心になり、その指揮監督のもと市町から推薦を受けた住民が捕獲作業を行うものとする。

とどめについては、免許所持者を中心に実施する。

(2) 指導体制

阪神北県民局、各市町は、猟友会の協力を得て有害鳥獣駆除従事者への安全講習会を実施する。

阪神北県民局、各市町は、狩猟免許非保持者が従事者に含まれる有害鳥獣捕獲許可にあっては、以下の点を審査するものとする。

(ア) 狩猟免許保持者以外の従事者が、兵庫県阪神北県民局、各市町が実施する安全講習会を受講していること

(イ) 駆除活動に伴い損害を与えた場合、自己の責任で賠償することに同意していること

阪神北県民局、各市町は、特定事業の内容を住民に広報誌等で周知する。